

都市計画税使途状況(令和8年度当初予算)

都市計画税は、地方税法第702条の規定に基づき、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税されている目的税です。

令和8年度当初予算の都市計画税(956,000千円)は、以下のとおり都市計画事業費(3,775,986千円)の財源として活用します。

(単位:千円)

区 分		令和8年度
都市計画事業費等	街 路	1,686,514
	公 園	96,967
	下 水 道	274,488
	そ の 他	19,128
	市街地開発事業	0
	都市計画事業計	2,077,097
	土地区画整理事業	0
地方債償還額※	1,698,889	
合 計	3,775,986	
財源内訳	地 方 債	469,300
	国・府支出金	1,192,125
	負担金その他	0
	都市計画税収入額	956,000
	一般財源等	1,158,561
	合 計	3,775,986

※地方債償還額は、都市計画事業の財源として借り入れた市債の元利償還金を計上しています。